

三卷本色葉字類抄疊字部における「——名」注記について

原 卓 志

目次

- 一、はじめに
- 二、中世訓点資料に書入れられた「——名」注記
- 三、色葉字類抄疊字部における「——名」注記された語
- 四、色葉字類抄疊字部における「——名」注記
- 五、おわりに

一、はじめに

三卷本色葉字類抄疊字部には次に掲げるように「——名」注記された語が登載されている。(以下色葉字類抄の用例を掲げるに当り、論旨に関係しない注記・声点を省略する。)

○ 鶏距ケイコ 筆名也 (中100オ7)

○ 雀シヤク 頭筆名 (下84ウ7)

○ 百枝ハクシ 燈名 (上34オ1)

三卷本色葉字類抄疊字部における「——名」注記について

○九枝キウシ燈名トモ (下64才7)

これら「——名」注記された語が大よそ「——名」の「——」に当る見出語の下に小書の形で掲出されることは既に相坂一成氏の指摘された所である。⁽¹⁾右の例に即して次に掲げる。

○筆フデ 鴟距紫毫 雫頭 (中103ウ6・雑物)

○燈トモ 九枝常生 禿筆 (上57才5・雑物)

このような「——名」注記された語の性格について相坂氏は次のように述べられている。⁽²⁾

今は調査が進んでいないので全くの予想ではあるが、疊字門の名の語は多くは異名とか別名というような言葉で現代呼び得る語であると思われる(中略)疊字の名の中には、異名・別名として知られているものも多いが、また固有名詞であるとしか思えないような語も少くない。しかし今日、異名として知られている回祿のごとき語が元来は固有名詞であったこと、また会稽のような語も当時は異名として使われたらしいこと、さらに白波、博陸、大谷などの固有名詞が異名・別名になった経緯についての塵袋の記事などからいわゆる異名と考えられた語の範囲は今までも広がったことが想像される。

又、小書された語に対して注記が施された次掲の例から、「——名」注記された語が色葉字類抄の編者によって「別名」と呼ばれていた可能性があることを述べたことがある。⁽³⁾

○星ホシ 貫珠 (上41ウ1)

○鐘カネ 長楽 (上99才4)

○徳トク 銅山 (上56ウ1)

確かに疊字部において「——名」注記される語の多くが現代謂う所の異名・別名であるとは言えそうである。しかし、これらの語各々について当時の文献の中で実際に異名・別名として用いられることがあるのか否かという検討を通して、

色葉字類抄疊字部における「——名」注記の性格について、今一度検討する必要があるように思われる。

本稿では右のような観点から、先ず中世の訓点資料に書入れられた「——名」注記がどのような性格を有する語に付されているのかという点を考察した上で、三卷本色葉字類抄疊字部における「——名」注記された語と比較し、「——名」注記の性格を検討することにした。

二、中世訓点資料に書入れられた「——名」注記

三卷本色葉字類抄疊字部における「——名」注記の性格を考える場合、当時の人々が実際に読み、書いた文章の中で、どのような語に「——名」注記されるのかということを検討することは、色葉字類抄における「——名」注記が当時の他の文献における「——名」注記と同じような性格を有しているのか、或いは色葉字類抄独自の性格を有しているのかという問題を考える上から大切なことであると思われる。以下、管見に入った中世の訓点資料に書入れられた「——名」注記について検討してみたい。⁽⁴⁾

「圖書寮本文鏡秘府論保延四年点「地」の部には以下に掲げるような「——名」注記が存する⁽⁵⁾（以下用例はラコト点を平仮名で仮名を片仮名にてあらし声点は省略する）。

[A]

○蒲^{酒名也}・桃^{酒名也}我^{酒名也}酌^{酒名也}・竹^{酒名也}葉^{酒名也}君^{酒名也}傾^{酒名也}飲^{酒名也}（九意）

○三^{酒名也}—清^{酒名也}滿^{酒名也}楳^{酒名也}・九^{酒名也}—醞^{酒名也}盈^{酒名也}罇^{酒名也}飲^{酒名也}（九意）

○龍^{酒名也}—泉^{酒名也}乍^{酒名也}拭^{酒名也} 巨^{酒名也}—闕^{酒名也}新^{酒名也}磨^{酒名也}騎^{酒名也}（九意）

[B]

三卷本色葉字類抄疊字部における「——名」注記について

- 孫人名也—楚か之哀人名也臣を (十四輕重錯謬之例)
 - 避てを席(反)談會人名也子を・趨ワシテ庭(反)誨人名也伯魚を (二起賦志) 中の条)
 - 三所名也—危怨少所名也・九所名也—折悲多 (九意)
 - 盧所名也—龍惘し—悵し・碣石—石呼嗟從 (九意)
 - 通情をツ記荳蔻を・寄思相を—思美人 (九意)
 - 浮仙名也—丘涉し獵し 王仙也—晉怪経歌—過す (九意)
 - 凌—明巧更負—局遊キヨク—蹤 (九意)
- (他「人名」八例・「所名」一例)

〔A〕〔B〕の二類に分類した。これは「——名」注記された語と「——名」注記の「——」とを置換えた場合、意味が通ずるか否かという視点によるものであり、〔A〕は置換えが可能なもの、〔B〕は不可能であると判断されるものである。つまり〔A〕の例は、「蒲桃」「竹葉」「三清」「九醞」を「酒」に置換えても意味が通ずるといふものであり、〔B〕の例は「孫楚」「曾子」「伯魚」を「人」に置換えることができないようなものであり、人名・地名の固有名詞に対して「人名」「所名」と注記される他、「相思樹」という木の名前に対して「木名」と注記されている。但し、〔B〕の例中「浮丘」「負局」は「仙」に換えても意味は通ずるようであるが、各々の故事に由来する具体的なイメージが失われることから、ひとまず〔B〕に置く。

当時「異名」という概念がどのようなものであったのかという問題は、更に検討する必要があるが、今は〔A〕のよ⁽⁶⁾うな置換え可能な例について異名と呼ぶことにする。

久遠寺藏本朝文粹には次のような「——名」注記が存する。

〔A〕

○下兼クダケン一清而上シヨウニシツル一壽シウ (卷第三「壽考」)

○烏ウ一瑟シ暗アン加カ護持ゴジ一羊ヤウ一柱チュウ適トク一畢ヒ一書ショ一寫シャ (卷第十三「為空也上人供養金字大般若經願文」)

○淡タン一守シュ路ロ守シュ者シャ一ツ訓クニ小コ一國クニ也ヤ何ナニ必カナラ擇セツ一循ジュン一良リヤウ (卷第六「請被殊天恩拜大内記紀伊輔木工頭源方光申他官所并淡路国守
闕狀」)

○秋アキ一蟬セン之ノ翼ハネ嫌キアラフ一衣イ冷レ一トシテ兮カス驚ニ晚マン夢ム一青アヲ一雉チ之ノ尾ビ抛ハス一ハ扇セン者シャ也ヤ (卷第十「夏日侍左相府池亭諸講論後同賦松声當夏寒應
教」)

[B]

○况キョウ一復フク逢ブ李リ一耳ニ分ハ反ヘ見ミ真マコト一形カタチ・心ココロ一地チ自ヨリ (卷第三「壽考」)

○詞ジ一浪ナミ彌ミ昼ヒル・呂ロ一梁リヤウ之ノ嶮シヤキ方カタチ兢キョウ (卷第四「為入道前太政大臣辭職並封戸准三宮第四表」)

○朝アサ一スレハ天テン則スレバ雙ス一フ覺カク曉キョウ (訓) 飛トビ一セツ葉エフ一セツ縣ケン之ノ月ツキ (卷第六「請被殊天恩拜大内記紀伊輔木工頭源方光申他官所并淡路国守闕狀」)

○内ウチ將シヤウ拂フキ萊ライ一フ無ム之ノ塵チン (卷第六「請殊蒙天恩因准前例依和泉国功補淡路守闕狀」)

○穀コク城シヤウ石シヤク一キ勳コン常ジョウ山サン蛇ケ驚キョウ (卷第十三「臨時仁王会祝願文」)

○翡ヒ一翠スイ簾レン一前マエ・花ハナ一ツバ枝エ添ソヘニル恋イ古コ一シ色シキ (卷第十四「村上天皇母后四十九日御願文」)

[A]と[B]との分類は先掲の文鏡秘府論と同じである。[A]が異名であると考えられ、[B]は固有名詞・物の

名前である。但し、[A]の後二例については問題がある。「循良」に対して「国吏名」と注記されているが「循良」とは「良吏」の意であると考えられる。これを単純に「国吏」に置換えると反語文としての文意が通じにくくなる。又、

同様に「青雉(之尾)」を「扇」と置換えると扇が重複するために文意が通じにくくなり、検討を要する。更に〔B〕の最初の例は「李耳」と「老子」との置換えが可能であるが、唐土の人名における「姓・名」と「字・美称」との関係を所謂異名であるとするに躊躇し、とりあえず〔B〕に置いた。

以上のように多少問題とすべき点も存するが、久遠寺蔵本朝文粹に書入れられた「——名」注記も図書寮本文鏡秘府論と同様の性格を有すると考えられる。

この他訓点資料に書入れられた「——名」注記に次のような例を見出した。⁽⁷⁾

〔A〕

○運メクラシテ 諸子之安一車ヲ〔安車〕裏書「——乗老人車名也」(東京大学国語研究室蔵不空羅索神呪心經・4)

○於南方其人作テ猷摩の装束を反ニ手執シ但拏の拏也。 (広島大学国語学研究室蔵蘇悉地羯羅經中)

○談一天無以究其極。 (石山寺蔵大唐西域記長寛元年点・序2)

○括一地詎足辯其原。 (同右・序3)

○三一江ハ泛レ鷁ノ五一嶺ニ馳レ騏ノ。 (六地藏寺蔵遍照發揮性靈集卷第七・63)

○伏惟故一中ノ務卿親ノ王ハ懋ク職ニ之ヲ玉ニ一ノ葉ニ圓シ舒ノ之ヲ金ニ一ノ柯ヲ。 (同右卷第六・56)

○夫レ捷ム槌ト一ノ打ニ三千ノ之ヲ衆ヲ雲ノ如ク。 集マ。 (同右卷第六・34)

〔B〕

○秦吉了鳥名・出南山山名中ノ。 (神田本白氏文集卷第四天永四年点「秦吉了」)

○王會所ナリ不レ書シ。 (石山寺蔵大唐西域記長寛元年点・序7)

○徒冥文名懷ハルカニセリフトコロを於ク邱ノ一ノ竹ノ。 (同右・序7)

○徒冥オモヒ懷オモヒ於ク邱ノ一ノ竹ノ。

○粵^{コニ}・我大^シ―師僧^{ケイソク}―正親^{シヤウキン}―教^{ケウ}・稟^{リョウ} 師名也 氣清^{キセイ}―了^{リョウ} (広島大学国語学研究室蔵統遍照發揮性靈集補闕抄卷第十正応元年点)

○昔^シ道^{ダウ}―四臨^{シイリン}危^{ケイ} 更^{シヤウ}保^{ホウ}慧^{ケイ}―慶^{ケイ}將^{シヤウ}没^{ボツ} 而蒙^{ニシテ}全^{ケン} キコトヲ 〔道^{ダウ}四^シ〕〔慧^{ケイ}慶^{ケイ}〕裏書^ニ〔人^{ニヒト}名^ナ〕 (六地藏寺蔵統遍照發揮性靈集補闕抄第十・76)

○毗^ヒ―詞^ジ方^{ホウ}―袍^{ホウ}偏^{ヘン}翫^{ケン}ニ佛^{ブツ}經^{キヤウ} 〔毗^ヒ詞^ジ〕裏書^ニ〔寺^{ジヤウ}名^ナ〕・〔方^{ホウ}袍^{ホウ}〕裏書^ニ〔僧^{ソウ}名^ナ〕 (同右卷第十・34)

○教^{ケウ}下^ゲ シテラシヘテシム (卷) 筆^{ヒツ}―生^{シヤウ}槻^キ―本^{ホン}小^コ―泉^{セン}・且^{カク} 造^リ―得^テ奉^{ホウ}進^{シン}上^{ジョウ} 〔槻^キ〕裏書^ニ〔木^キ名^ナ也^{ナリ}〕 (六地藏寺蔵統遍照發揮性靈集卷第四・134)

いずれも図書寮本文鏡秘府論、久遠寺蔵本朝文粹と同様、異名に対して「――名」注記が施された(A)と、固有名詞や木鳥の名前に施された(B)との二種類に分類されそうである。しかし、ここで調査し得た資料はほんの少数である。それ故に、これらの用法以外に「――名」注記の用法が存するか否か、更に多くの資料によって調査検討する必要があるが、後世の書写にかかる享禄本雲州往来に比較的豊富に書入れられた「――名」注記もこの二種類に分類されることから、今のところは以上の用法に止るのではないかと思われる。

三、色葉字類抄疊字部における「――名」注記された語

本節では三卷本色葉字類抄疊字部における「――名」注記の性格を探るために、「――名」注記された語がどのような性格を有しているのかを実際の文章の中での使用例をもとにして検討してみたい。かつて、これら「――名」注記された語の古往来における使用例を中心に考察したことがあり、「――名」注記された語は漢文学の背景を有する文人により、漢文学を背景とする場面に多く用いられるという結論を得た。⁽⁹⁾ この結果をもとにして、今回は本邦における漢詩文を中心にその使用を検討してみたいと思う。なお、検討の手始めに本朝文粹を対象とした。これは、詩・賦・願文・表白等

三卷本色葉字類抄疊字部における「――名」注記について

様々な文体の漢詩文を集めた文献であり、色葉字類抄において「——名」注記された語が多く見出される上に、詳細な訓点の施された古写本（久遠寺藏本）が現存しており読解し易いという理由からである。但し、色葉字類抄の成立時期と時間的へだたりが問題となるが、この点については他の漢詩文集・古記録等からの用例を適宜に援用することによって補うこととする。

相坂一成氏の作成された「語彙表のB」には三巻本色葉字類抄疊字部に掲出される「——名」注記された語が四一七語上げられている。⁽¹⁰⁾この「語彙表のB」に上げられた語を本朝文粹所収の漢詩文の中に求めると、一〇五語の使用が認められる。次にその用例を掲げる。(用例は巻第二〜十四を久遠寺藏本により、巻第一を静嘉堂文庫藏本による。声点・合点は一切省略した。)

〔A類〕

1 夷則 (七月名)

○秋折ルハスラ 於夷イ 則ソクニ (巻第一「奉同源澄才子河原院賦」源順)

2 晚秋 (九月名)

○晚ヨキテ 秋過キ 參州藥王寺ニ (反) 有感 (巻第十「晚秋過參州藥王寺有感」慶保胤)

3 晚冬 (十二月名)

○晚冬ヨキテ 過文キ 郎ニ (反) 翫庭ツ 前早ノ 梅ヲ (巻第十「晚冬過文郎中翫庭前早梅」菅贈大相国)

4 博陸 (関白名)

○載スハナクサヒス 轄ニ 博ニ 陸之車ニ 者也 (巻第八「夏日陪左相府書閣同賦水樹多佳趣応教」江匡衡)

5 白波 (盗人名)

○況シ 辺ナシ 鎮不レ 閑ナラ 重シ 門有レ 驚隴ト 頭ノ 秋水ノ 白ニ 波之音ハ 間聞ヘ 辺ニ 城曉ノ 雲ニ 緑シ 林之陳不レ 定 (巻第四「同公辞撰政

准三宮等表」後江相公)

6 婆娑 (舞名)

○ 觀^{ミレハ}一夫^レ・落^レ一花^レ不^レ閑^{ナラ}・度^テ水^ヲ反^ラ自^{ラフ}舞^ヲ。遮^{サイキ}沙^ヲ一風^ヲ而^テ婉^ニ一轉^リ・廻^リ一雪^ノ之^ノ袖^ノ暗^ニ一翻^ル。過^{ヒルカヘル}巖^ヲ一泉^ヲ而^テ婆^サ娑^リ一落^リ一霞^ノ之^ノ琴^ヲ遠^ク和^ス。
(卷第十「暮春侍宴左丞相東三條第同賦渡水落花舞応製」江匡衡)

7 莓苔 (庭名)

○ 休^{セホウ}世^{クツレハ}夢^ヲ一断^ニ塵^ヲ縁^ヲ一莓^{ハイ}苔^イ唯^イ展^スニ坐^リ一禪^ニ筵^ヲ。(音)
(卷第一「山家秋歌」紀納言)

8 北辰 (帝名)

○ 伏^{マケテ}願^ハ陛下^ヲ。曲^{マケテ}賜^{ヘキ}允^ニ容^ヲ。指^{サシ}北^ニ一辰^ヲ而^テ抽^ク一肝^ヲ非^ニ東^ニ一里^ノ之^ノ潤^ヲ一色^ヲ。
(卷第四「為貞信公辞撰政第二表」後江相公)
○ 臣^{ヤメテ}・罷^ニ官^ヲ (音) 南^ニ一海^ニ一帰^ニ命^ヲ (音) 北^ニ辰^ニ。
(卷第五「請罷威人頭状」菅贈大相国)

9 母儀 (母名)

○ 或^{モラシメテ}為^ニ母^ト一儀^ト之^ノ仙^ト一居^ト (反) 屢^{シハク}一廻^ニ天^ト一與^ニ之^ノ臨^ニ一幸^ヲ。
(卷第八「夏日陪左相府書閣同賦水樹多佳趣教」江匡衡)
○ 堂^ニ有^リ一母^ト一儀^ト一莫^ミ以^テ逗^ル一留^ル 中^ニ一之^ノ月^ト。
(卷第九「仲冬饒翁上人赴唐同賦贈以言各分一字」慶保胤)

10 蒲輪 (車名)

○ 厚^ニ礼^ヲ蒲^ヲ輪^ヲ一賜^ニ詔^ヲ金^ヲ馬^ヲ (卷第一「視雲知隱賦」江以言)
○ 千^ニ時^ニ一山^ト一阿^ト只^{ハス}馳^ニ蒲^ヲ一輪^ヲ之^ノ聘^ヲ一野^ト一外^ニ誰^カ見^ル一草^ヲ一澤^ヲ之^ノ遺^ヲ一云^フ爾^ヲ (卷第十一「五言仲春釋尊聽講毛詩同賦鶴鳴九臯」藤雅材)

藤雅材)

11 碧落 (天名)

○ 風^ヲ一驚^{ラシメ}一蕭^ヲ一索^ヲ一蒼^ヲ天^ヲ卷^ク一其^ノ群^ヲ翳^ヲ。雲^ヲ一収^メ一蒙^ヲ一隴^ヲ一碧^ヲ一落^レ晴^レ而^テ疎^ク一濶^ク。
(卷第八「八月十五夜同賦映池秋月」明「善相公」)

三卷本色葉字類抄疊字部における「一」名」注記について

12 東作 (農耕名)
 ○浮^ハ佳^ニ一氣^ヲ於^ケ赤^セ霄^ニ一・卷^マ餘^ヲ一霽^ア於^ケ碧^ニ一落^ト。(卷第八「早春侍宴賦陽春詞應製」都良香)

○故^ニ木^ノ一德^ヲ施^シ和^シ青^ニ一祇^ニ之^ヲ仁^ニ東^ノ一作^シ・金^ノ一官^ヲ用^レ事^ヲ一白^ク精^ヲ之^ヲ令^シ西^ノ一成^ス。(卷第三「詳春秋」文章生正六位上弓削宿弥以言對)

○杏^{カウ}一華^ケ欲^ス開^ク何^ノ忘^レ東^ノ一作^ス。(卷第十三「臨時仁王會祝願文」(後江相公))

13 同心 (朋友名)

○方^ニ一今^ヲ以^テ詩^ヲ一友^ト以^テ道^ヲ一許^ルレ交^ハ六^ノ義^ヲ互^ニ鋪^キ同^ニ心^ノ之^ヲ中^ニ一衆^ノ一芸^ヲ皆^ク置^ク異^ニ類^ノ之^ヲ外^ニ。(卷第九「初冬於都督大王書齋同賦唯以詩為友應教」江匡衡)

○羨^ハ集^ツ輕^テ財^ヲ於^ニ同^ニ心^ニ一招^ニ厚^ク福^ヲ於^ニ合^ニ力^ニ一。(卷第十三「勸學院仏名廻文」(慶保胤))

14 銅山 (富名)

○(弁^ノ恥)形^ニ容^ヲ常^ニ失^フ理^ヲ一顧^ル私^ニ行^フ操^ヲ豈^ニ思^フ忠^ヲ一(登^ル高)只是^ニ銅^ノ山^ノ動^ク一在^ル下^ニ猶^ニ因^ニ金^ノ一穴^ノ空^ク一。(卷第十二「秋夜書懷呈諸文友兼南隣源處士」藤原衆海)

15 土木 (造作名)

○元^ノ一動^ク勞^ム土^ヲ木^ヲ之^ヲ役^ト。(卷第二「令上封事詔」慶保胤)

16 重陽 (九月九日名)

○于^ニ時^ニ重^ク陽^ヲ過^シ而^シ四^ノ日^ヲ一孤^ク一月^ヲ昇^テ而^シ三^ノ更^ヲ一。(卷第十「七言晚秋於天台山円明房月前閑談」江以言)

17 仲春 (二月名)

○於^ニ是^ニ仲^ノ春^ノ上^ニ一丁^ヲ奠^ス於^ニ聖^ノ師^ノ一。(卷第九「仲春釋奠聽講周易同賦學校如林」後江相公)

18 仲秋 (八月名)

○仲（秋）翫（月）之遊・避家（一忌）以長廢。

（卷第十一「同諸才子九月三十日白菊叢辺命飲」菅相国）

19 仲冬（十一月名）

○時（訓）属（音）仲（冬）・微（陽）庇（節）。

（卷第九「七言北堂文選竟宴各詠句得遠念賢士風」菅三品）

20 知音（朋友名）

○夏（條）為（帷）・冬（氷）為（鏡）南（嶋）之五（大）・夫（伴）作（東）岸（一）一（眼）
【脉□ハク・イ】泉（為）知（音）。

（卷第

十二「池亭記」前中書王）

21 竹葉（酒名）

○於（是）・在（此）命（節）一（縦）以（宴）遊（便）賜（禁）困（菊）一（花）以（和）仙（厨）之（竹）葉。

（卷第十一「九日侍宴觀賜群臣菊

花庇製」紀納言）

22 林鍾（六月名）

○方（今）・避（林）一（鍾）之（炎）一（暑）對（殿）一（庭）之（水）一（石）。

（卷第八「夏夜守庚申侍清涼殿同賦避暑對水石庇製」江匡衡）

23 六出（雪名）

○則（知）・九（醞）之（味）・釀（而）非（薄）六（出）之（華）・乱（以）更（寒）者（也）。

（卷第八「冬日陪藤相公亭子同賦消酒雪中天各分一

字」藤篤茂）

24 龍蹄（馬名）

○匡（衡）・昔（白）一（屋）幽（閑）之（夕）・只（披）蠶（簡）於（拾）螢（之）中・今（朱）輪（照）一（耀）之（朝）・更（加）龍（蹄）於（五）一（馬）之（外）。

（卷第七

「奉行成狀」大江匡衡）

○製（備）一（裳）亦（從）龍（蹄）之（去）一（留）。

（卷第八「七夕陪秘書閣同賦織女雲為衣庇製」江以言）

25 鏗鏘（鐘聲名）

三卷本色葉字類抄疊字部における「——名」注記について

○不_ニ尋_ニ美_一―錦_ヲ於_レ蜀_一―江_ノ水_ニ―何_レ見_ニ繁_一―爛_ノ之_レ清_一―文_ヲ。若_シ指_ニ良_一―璞_ヲ於_レ荆_一―巖_ノ之_レ雲_一。誰_カ聞_ニ鏗_一―鏘_ノ之_レ逸_韻。 (卷第

八「沙門敬公集序」源順)

○奏_ニ鏗_一鏘_ヲ於_レ媚_一―景_ノ之_レ庭_一〔訓〕・声_一―樂_ヲ以_テ正_ス。 (卷第九「仲春釋奠毛詩講後賦詩者志之所之」菅三品)

26 酣暢 (飲遊名)

○春_ノ花_ノ面_一―閨_ニ―入_レ酣_一暢_ノ之_レ庭_一。晚_ニ鶯_ノ声_一―与_ニ―參_講―誦_ノ之_レ座_一。 (卷第九「春日侍前鎮西都督大王誦史記

應教」後江相公)

○文_ノ土_ノ滴_レ蕊_ニ―棲_レ口_者隨_レ珠_和―璞_ハ優_レ遊_{シテ}以_テ到_リ天_明・酣_一暢_一以_テ忘_ニ地_一―載_ヲ而_レ已_ス。 (卷第十「春夜陪第十親王書齋同賦梅近夜香多應教」橘正通)

27 鵝眼 (錢名)

○ (鵝眼) 群_ハ飛_テ分_ニ母_一子_一。聲_一―牙_并―走_テ決_音雌_一雄_一。 (卷第十二「秋夜書懷呈諸文友兼南隣源處士」藤原兼海)

28 断金 (朋友)

○遂_一使_テ断_ニ金_者・含_レ絶_一交_ノ之_レ傷_一。伐_レ木_者・懷_ニ棄_レ予_之難_一・而_レ已_ス。 (卷第九「暮春於文章院餞諸故人赴任

同賦風月一朝阻」菅雅規)

29 大夫 (松名)

○ <20知音ノ例ニ既出>

30 連枝 (兄弟名)

○連_シ枝_或臨_艾―服_台凋_一枯_レ臣_之餘_一六_句者_可謂_家老_一。 (卷第四「為入道前太政大臣辭職並封戸准三宮第三表」

江匡衡)

31 蓮宮 (寺名)

○如^キ予^ハ者^カ・蘗^{クツ}生^シ難^シ秀^ト・雖^レ守^ル槐^ノ林^ノ之^ノ株^ト・花^ノ報^ヲ猶^ハ芳^{ハシ}・始^テ到^ル蓮^ノ宮^ノ之^ノ砌^ト・請^フ任^セ禪^ニ・定^ニ將^ハ離^レ・愚^ニ癡^ニ・云^ル爾^ト

32 初冬 (十月名)

○初冬於^{シテ}都^ニ督^{トク}大^{トク}王^{トク}書^{トク}齋^{トク}一^{トク}反^{トク}同賦唯以詩^{トク}反^{トク}為^レ友^{トク}反^{トク}応^{トク}教^{トク}

江匡衡

33 南面 (帝名)

○是以^テ或^ハ聖^ト主^{トク}降^{シテ}勅^{シテ}反^{トク}促^ニ披^ク講^ク於^シ宸^ニ位^ニ之前^ニ・或^ハ賢^ト臣^{トク}專^{ラシテ}精^ク反^{トク}受^ク奧^ニ義^ニ於^シ南^ニ面^ニ之^ノ下^ニ・

夏日於左監門宗次將文亭聽講令詩一首」江以言

34 洛川 (美婦人名)

○公^ノ主^{トク}春^{トク}秋^{トク}十^{トク}有^シ一^{トク}五^{トク}初^ニ入^リ内^ニ・一^ニ咲^キ再^ヒ顧^ル・既^ニ是^レ羅^ノ山^ノ之^ノ舊^{トク}容^{トク}・玄^ノ鬢^{トク}翠^{トク}鵝^{トク}・莫^シ不^ニ洛^ノ川^{トク}

之麗一質」(卷第十四「為二品長公主四十九日願文」慶保胤)

35 黃雀 (夏風名)

○干^ノ時^ニ庭^ニ上^ニ・有^リ松^ノ・ミ^ニ下^ニ有^リ声^{トク}・此^ノ縁^ニ「緑^リヨク[・]イ^本」煙^ノ之^ノ自^ラ老^{タル}・使^シ夏^ノ日^ニ而^テ反^{トク}正^マ寒^ニ・秦^ノ皇^{トク}泰^{トク}山^ノ之^ノ雨^{トク}・

風消^ク黃^ク雀^ノ之^ノ跡^{トク}・周^ノ穆^ク長^ク坂^ノ之^ノ雲^{トク}・汗^ア収^ム赤^ク驢^ノ之^ノ溝^{トク}・

教」江以言

36 玉塵 (雪名)

○襄^ニ花^ノ鉤^ニ而^テ珠^{トク}簾^シ映^シ・望^ニ画^ノ梁^ニ以^テ玉^{トク}塵^{トク}・

37 惠澤 (露名)

○残^レ燈^{トク}點^ク挑^ク待^テ解^ケ印^ノ之^ノ恩^{トク}光^{トク}・朝^ノ露^シ欲^シ消^レ・仰^ク休^ル身^ノ之^ノ惠^{トク}澤^{トク}・

三卷本色葉字類抄疊字部における「一」名」注記について

○望請殊蒙天恩（反）被補件国・展ニ翅於仁一風一・霑ニ鯉於惠一澤一（卷第六「請殊蒙天恩因准前例依和泉国功補淡路守闕状」源順）

38 鈞天（雅樂名）

○霓一裳一曲一鈞一天夢一裏之音一露一酌數一行一仙窟掌一中之飲（言）（卷第九「九日侍宴同賦天錫難老應製」菅贈大相国）

○時也トキニ・烏ニ嚮景ヒ・春ニ・覺ヒ藻樂シヒ・酣タケナハナリクセン鈞一天之夢ヤスク易レ驚キ・仙洞之遊難ヒシヒヤシウシ久ニ（卷第十一「九日侍宴觀賜群臣菊花應製」紀納言）

39 華佗（醫名）

○匡衡ニ・非華スシ・他ニ「右佗」而強愈（テシヒヤシヤン）巨病ニ・吐莠ハイイウ・言而獨負群（オテリソムク）議ヲ（卷第七「辨申文章博士大江朝臣匡衡愁申学生同時棟省試所賦詩病累瑕瑾状」紀齊名）

40 曲水（三月三日名）

○蓋シ・當アテ・曲ニ水之翌ヨク・日ニ（反）斲ソツトナリ・艷ニ陽之風ニ・光ヲ也（卷第十一「暮春侍宴左丞相東三條第同賦渡水落花舞應製」江匡衡）

41 後素（図画名）

○乃見（ラレクラフク）贈倭一漢阿一会写（ウセセルシヤシヤ）・真画一障各一張（オ）・客ニ・鬢皆顯（アラハル）於後一素ニ・詞一句足（クレリル）知ニ其中丹（オ）（卷第九「暮春藤亞相山庄尙齒会詩」菅三品）

42 艷陽（春名）

○〈40 曲水ノ例ニ既出〉

43 桑門（僧名）

○昔極^{ハメ}槐^ノ路^ノ之崇^ニ班^ニ・今為^ハ桑^ニ門^ノ之後^ニ進^ニ (卷第五「為入道前太政大臣出家後辭封戸并准三宮第二表」江匡衡)

44 蒼梧 (野名)
○蒼^ニ梧^ノ慘^ク雲^ノ綠^ク竹^ノ含^ク淚^ヲ曉^ニ鐘^ノ落^ク飾^ヲ朝^ニ校^ヲ却^ク味^ヲ (卷第十二「施無畏寺鐘銘」前中書王)

45 三尺 (劔名)
○秋霜三尺・吳^ノ札^ノ入^ル名^{カケ}懸^ケ劔^ヲ於^テ蒼^ニ栢^ノ之^ニ煙^ニ・ (卷第三「陳德行」正六位上行尾張掾田口朝臣齊名対)

○(左)親^レ衛藤^ノ亞^ノ將^者當^レ世^ノ之^賢大^ノ夫^也。雄^ノ劔^ヲ在^レ腰^ニ拔^ケ則^チ秋^ノ霜^ノ三尺。雌^ノ黃^自自^レ口^ニ訓^ヲ吟^ス (音亦寒^ク一玉
一^ノ聲^也。 (卷第十二「侍中亞將為撰和調所別當御筆宣旨奉行文」源順)

○曉^ノ霜^ノ三尺^ノ尺^ノ秋^ノ水^ノ一^ノ條^ノ利^ノ器^ノ惟^レ服^ニ飛^揚在^レ腰^ニ (卷第十二「右大臣劔銘」菅贈大相国)

46 魚網 (紙名)
○又^ノ上^ノ皇^昔有^テ奉^ニ寫^ニ一切^ノ經^ノ之^韻念^ヲ蔡^ノ子^ノ (人名)宅^ノ中^ニ魚^ノ網^雖舊^ク張^テ芝^ノ池^ニ畔^ニ松^ノ煙^ノ
非^レ深^ク尋^ニ冲^ニ襟^ヲ於^テ舊^ニ日^ニ反^ニ畢^ニ繕^ニ寫^ニ於^テ今^ノ朝^ニ (卷第十四「朱雀院周忌御願文」後江相公)

47 九乳 (鐘名)
○臣忠平言^ク霜^ノ不^レ扣^ク鐘^ノ青^ノ腰^猶催^ニ九^ノ乳^ノ之^響水^{無^ク}入^レ柱^ニ綠^ノ波^暗驚^ニ七^ノ絲^ノ之^音 (卷第四「為貞信公
辞太政大臣第三表」後江相公)

48 九枝 (燈名)
○林^ノ梢^ノ曉^ノ星^九枝^添影^ヲ (卷第十三「淨妙寺塔供養呪願」江以言)

49 詞林 (詩名)
○至^下于^筆海^ノ之^浪逐^レ日^ニ競^ク起^ク詞^ノ林^ノ之^花隨^レ春^ニ交^ル開^ル荆^ノ峯^ノ岑^ノシ^ノ本^ノ作^ノ華^ノ池^ノ之^說音^ノ別^ノ時^ノ代^ノ
而^風羅^ノ南^ノ條^ノ北^ノ葉^ノ之^詞明^ノ根^ノ菱^ノ而^露布^ヲ (卷第三「松竹」治部少輔從五位下弓削宿弥以言問)

50 入木 (書跡名)

○制^{サツ}草之上^ニ・露^ニ・點雖^レ消^ク入^ル木之中^ニ風^ハ勢無^ク盡^ル所^ニ存^ル骨^ヲ筋^ヲ似^ル似^ル有^ク精^ニ靈^ニ。

(卷第十三「為員外藤納言

請修饒美福門額字告弘法大師文」(大江以言))

51 松煙 (墨名)

○へ46漁網ノ例ニ既出)

52 燭夜 (鶏名)

○于時^ニ・鈞^ニ天宴^ニ闌^ク燭^ハ夜^ニ聲^ヲ報^ス。

(卷第十一「九日侍宴清凉殿同賦菊是花聖賢心製」江匡衡)

53 紫鱗 (魚名)

○及^キ之^ヲ於深水^ニ・則文^ハ漪動^シ而紫^ク鱗^ハ騰^ル着^ル之^ヲ於幽^ニ溪^ニ・則彩^ハ雲暖^ク而黃^ク鶯^ハ出^ス。

(卷第八「早春侍宴賦陽春

詞應製」都良香)

54 白毫 (仏名)

○望^ミ三月^ノ方^ニ滿^ク迨^ク露^ノ末^ニ墜^ク青^ハ蓮^ノ眼^ハ開^キ白^ハ毫^ハ相^ハ備^フ。

(卷第十二「施無畏寺鐘名」前中書王)

○何^ノ謀^ハ能^ク救^フ憑^ル白^ハ毫^ハ之^ヲ照^ス見^ル何^ノ善^ハ能^ク通^ス仰^ル白^ハ牛^ノ之^ヲ引^ク道^ヲ。

(卷第十三「朱雀院被修御八講願文」江納言)

55 韶光 (春名)

○催^シ林^ノ園^ノ之一^ニ色^ハ遍^ク郊^ノ野^ニ而滴^ク枝^ノ曝^ク錦^ハ窠^ニ於韶光^ニ。

(卷第十一「仲春釋奠禮

講札記同賦桃始華」紀納言)

56 世路 (路名)

○家^ノ資^ハ風^ハ月^ハ雖^シ老^キ未^レ忘^ル世^ノ路^ハ喧^ク聾^ク雖^シ去^リ猶^シ聽^ク。

(卷第十二「老閑行」菅三品)

57 戚里 (王名)

○未^レ知^レ功^一臣^苗胤^ノ無^レ賢^ト (言) 無^レ愚^ト (言) 必^ヘ可^ル至^ル大^位欵。且^マ將^{ハク}戚^キ里^枝親^{トモ}雖^レ老^シ雖^レ少^{カシ}亦^モ可^ル登^ル清^ク階^カ欵。 (卷

第四) 為^レ忠^義公^辭職^{第一}表^一 菅^三品

○播^ニ德^一音^於榮^章還^ニ嘲^ニ漢^一室^重輪^之月。得^ニ扶^ニ翼^於戚^里誰^ニ招^ニ南^一山^四皓^之霜。 (卷第九) 七

言冬^日陪^東宮^{第一}皇^孫初^詠御^注孝^經応^令江^匡衡

58 青蘋 (萍名)

○大^塊何^レ以^レ驗^一諸^青蘋^乍動^一庶^民於^焉見^一矣 (卷第一) 清^風戒^寒賦^一 菅^贈大^相國

○徒^被勸^ニ於^青蘋^之搖^一葉^寧相^ニ隨^一於^翠娥^之煩^一手 (卷第一) 風^中琴^賦紀^納言

59 蕤賓 (夏名)

○于^時蕤^賓賓^暇日^一 (卷第八) 夏^日陪^左相^府書^閣同^賦水^樹多^佳趣^一 江^匡衡

60 垂衣 (帝名)

○況^一女^則入^椒房^反同^ニ躡^乎垂^衣之^化男^亦居^蓮府^反增^ニ秩^乎弱^冠之^齡 (卷第四) 為^入道^前內^大臣^辭関

白^表江^匡衡

(B類)

[ア]

61 磻溪 (漁釣名)

○夫^德頌^者蹤^雖隱^而名^訓自^顯器^訓俊^者齡^雖傾^而用^言不^衰磻^溪之^風雲^暗応^言也 (卷

第五) 為^富小^路右^大臣^辭職^{第一}表^一 菅^三品

62 茅山 (延齡名)

三卷本色葉字類抄疊字部における「名」注記について

○管(音) 妙絃(音) 清・如遊梓澤之家。看美菓。珎・似入茅山之洞。
(卷第八「三月盡同賦林亭春已晚各分一字応教」紀齊名)

63 半月(席名)

○五—華趙—燕之座—席。半—月之草—滿堂。七—葉漢—貂之朋—賓・泰—山之松傾蓋(音)。
(卷第九「七言暮秋陪左相府宇治別業即事」江以言)

64 蓋嶺(泉名)

○蓋—嶺之泉(訓)・聽鳴—絃而忽涌・石—門之水懸曝—布而遙—飛。
(卷第三「辯山水」文章得業生正六位上大江朝臣澄明對)

65 陶朱(富名)

○陶—朱辭越(音)之暮—眼混—五湖之煙・
(卷第一「視雲知隱賦」江以言)
○家是陶—朱業各—伝(卷第一「時和年豊詩」橋在列)

66 列子(風名)

○流—水不—帰・応—送—列—子之乘。
(卷第一「風中琴賦」紀納言)

67 落霞(琴名)

○へ6 婆娑ノ例ニ既出

68 雲母(屏風名)

○臣幸 雖—多—世—議難—免。何以—氷—児之頑—質—更—隔—雲—母之古—風—乎。
(卷第五「為清慎公辞右大臣第三表」後江相公)

69 虎魄(枕名)

○ 監寐去_レ奢_ニ・則虎_一—魄碎_ニ床_一—頭之枕_一・悟言慎_レ罰_一・則鷄鳴絶_ニ闕下之歌_一 (卷第一「未旦求衣賦」菅贈大相国)

70 驊騮 (馬名)
○ 霜—毛丹—頂之禽_一・翅栖_ニ綠_一—林之夕_一 (訓)・驊—騮騷—駟之馬 (訓)・蹄踏_ニ玄—池之春_一 (卷第三「松竹」文章得業生正六位上行近江権大掾藤原朝臣広業対)

71 浮雲 (馬名)
○ 船—尾西—廻_一・棹_一・棹_一・殘—月而不_レ繫_一・馬—頭東—去_一・策_一・浮—雲而將_レ行_一 (卷第九「暮春於文章院餞諸故人赴任同賦別方山水深」慶保胤)

72 沽洗 (三月名)
○ 沽—洗_レ応_レ律_一・詔—陽属_レ候_一 (卷第九「北堂漢書竟宴詠史得蘇武」紀在昌)

73 嶂陽 (桐名)
○ 嶂—陽之桐拂_レ雲_一・遇良—工而張_レ鶴—翼之曲_一・者坎_一 (卷第九「七言冬日於飛香舍聽第一皇子初詔御注孝經応教」江以言)

74 酈縣 (菊名)
○ 酈—縣潭_一—畔_一・菊—藥含_レ露而巳_一黃 (音) (卷第三「辨山水」文章得業生正六位上大江朝臣澄明対)

75 珊瑚 (林名)
○ 翡—翠_一『左鳥名也』簾—前_一・花—枝添_レ恋_レ古之色_一・珊—瑚床—下_一・鏡—匣遺_ニ染_レ淚_一之塵_一 (卷第十四「村上天皇母后四十九日御願文」後江相公)

76 九疑 (霞名)
○ 不—審_一・或速—成而晚_一—就_一・其人誰—人之氏族_一・或九—疑而千—仞_一・其—處何—處之煙—雲_一 (卷第三「松竹」

三卷本色葉字類抄疊字部における「——名」注記について

治部少輔從五位下弓削宿禰以言問

77紫微(天名)

○紫—微聖—德之居・金—輪常—照。玄—圃仙—遊之際・玉—躡永—明。

(卷第十三「朱雀院被修御八講願文」江納言)

78紫蓋(嶺名)

○觀—夫・窓—開以對秋—山・目—極以多—晚—望。紫—蓋之嶺嵐—疎・雲収—七—百—里之外。

(卷第八「秋日於

河原院同賦山晴秋望多」藤惟成)

79泗濱(磬名)

○嵩—嶽秘—書之谷(訓)・謂—誰隱—居。泗—濱浮—磬之精(音)・昏其名—字。

(卷第三「辯山水」從五位上行文章

博士橋朝臣直袴問)

80蜀江(錦名)

○へ25鏗鏘ノ例ニ既出

81青草(湖名)

○爾—來—人事雖レ訖(訛本)・地勢如レ舊—軒—檻重—・碧—波—亭之構不レ異。池—塘眇—・青—草—湖之様相

—同(卷第八「晚秋遊淳和院同賦波動水中山」源順)

【イ】

82揖讓(礼名)

○始在—揖—讓—之間・事惣排脱。將—損(音)一—毛(区)以益—万—分。

(卷第七「法皇請停封戸書」紀納言)

83有載(帝德名)

○所—以—暫惜—餘—生(区)求—全—陋—質—者・返—天—下於無—為—先免—殷—朝。擿—市之恥—・期—海—内於有

一截セツ後為ニ堯ニ一年鑿ニ井之翁一。(卷第四「為眞信公辭太政大臣第三表」後江相公)

84 望夫 (石名)

○同ニ於テ啓母之名一・其号惟レ女ナリ・嫌ニ彼望夫之化一・其志如レ嫖セルカ。(卷第一「織女石賦」菅三品)

85 鳳池 (禁中名)

○鴛瓦雪一消ニ知ニ天下之皆就レ暖一。鳳一池水一治ニ知ニ天下之不レ受レ寒一。(音)。(卷第八「早春侍宴同賦春暖應製」菅

贈大相國)

86 東閣 (貴名)

○洛一陽一城中一・有一佳一境。本是丞一相之甲第一・重開ニ東一閣之榮一名一。(卷第八「夏日陪左相府書閣同賦水樹多佳

趣レ應教」江匡衡)

○定ニ居一 (音) 東一閣一反ニ引ニ梓一材於群一・英之中一・学ニ步一 北一闕一反一。(卷第八「夏日陪員外端尹文亭同賦泉伝万歳声

應教」江以言)

87 桐孫 (木名)

○既而西一崦一景一 (訓) 落東一平樂一闌一或停一蓮一子兮一清一談一或撫一桐一孫兮一反一朗一詠一。(卷第八「後三月陪都督

大王華亭同賦今年又有春各分一字應教」源順)

88 鶴髮 (老名)

○春秋一十二歲之時一・初奉ニ龍一・顔之聖一・主一・勞一・績五十四年之日一・已為ニ鶴一・髮之衰一翁一。(卷第六「請殊蒙天

恩被遷山城守兼任近江權介狀」菅三品)

○周文一王載ニ車一右一焉一・亦猶渭一濱鶴一髮之賤一・老者也一。(卷第九「早夏陪宴同賦所貴是賢才各分一字應製」江以

言)

三卷本色葉字類抄疊字部における「名」注記について

○至テハニ彼梳鶴ハツ一髮モロク而雪ナメクイ一脆ハイ・撫給イコ一背クミカナル而沙ウシロ一平タリ・鳩ウシロ一杖後ウシロ一立タリ・(卷第三「寿考」文章得業生正六位上行越前大掾大江朝臣匡衡对)

89 船背 (老名)

○へ87鶴髮ノ第三例ニ既出

90 祖席 (離別名)

○方カタ一今イマ・王キミ一程難ツラシレ破ヤ・祖ソ一席方陳ニ・(卷第九「暮春於文章院餞諸故人赴任同賦風月一朝阻」菅雅規)

○展ヒキ此租コト一席セ・不ズ且宜マ一乎ナ。(卷第九「暮春於文章院餞諸故人赴任同賦別方山水深」慶保胤)

○仰アツク訴ヘ一靈ミ一廟ミヤ之精ニ一(音)・俯フシ慙ハツ一祖ソ一席セ之客ニ一・云爾コト。(卷第九「暮春於文章院餞諸故人赴任同賦別路花飛白」江以言)

91 羽爵 (宴會名)

○魯ノ姫メ一公キミ之開ケル一景ケ一村ムラ・羽ハ一爵廻メクリ一花ハナ一水浪ミナ。漢阿ノ一衡ハ之賜ハル甲カサ一弟ケ・金カネ一鳳飛フ一茅土ハ之風ニ。(卷第九「七言暮秋陪左相府宇治別業即事」江以言)

左相府宇治別業即事」江以言)

92 錫首 (舟名)

○方カタ一今イマ一聊設マカケ一伎テ一楽ガク一(区)供ケ一以テ三音ミコト一声コエ。洞アナ一簫羌セウキヤウ一笛フエ之管ケ・曲マカ沸ワケ三晴天ノ一龍リウ一頭鷄ケケキ一首ウタ之舟棹フナサツ穿ス三秋アキ一水ミヅ。(卷第十三「為空也上人供養金字大般若經願文」善道統)

十三「為空也上人供養金字大般若經願文」善道統)

93 翹材 (館名)

○齊イソ一名ナ・昇ノボリ一遷橋頭ノホトリ一謬アヤマ題テイ二大オホ一車肥ウラ一馬ウマ之字ノ一(音)・翹ノボリ一材イ一館下ノモト・幸サイハヒ容イレ二鈍ウツ一学拙セツ一文フミ之身ノミ。(卷第八「三月盡同賦林亭春已晚各分一字心教」紀齊名)

月盡同賦林亭春已晚各分一字心教」紀齊名)

94 無為 (帝德名)

○我朝ウチノミカド一家イツク・道出ミチイニ混躋コントコリ『沌本』・境同ヘリトシ三華ニ一胥シヨク一無ナシ一為ナリ之巧ノタカ・未假号ナカ一令ノミ。不ズ一言之化ノ・豈用ケンヤニ章シヤウ一條ジョウ。(卷第八「延

喜格序「藤原時平」

95 股肱（忠名）

○故汝一南之為心一腹・勅（音）韓崇而分優（訓）・淮一陽之作股一肱・命（音）汲一黠以全福。（卷第三「詳循吏」へ文）

章得業生正六位上行播磨少掾大江朝臣拳周対）

○夫・仁一者必勇（音）・股肱誰非（音）一爪一牙。賢人為兵・冠蓋皆是介一胃。（卷第五「為清慎公請罷左近衛大将状」菅）

三品）

96 三友（交名）

○遂一使一白一梁一一天（人名）三一友之居（音）・閑一夢難一結。謝一安一石蓄一妓之處・幽一思更催一者也。（卷第十「初）

冬同賦紅葉高窓雨」橘正通）

○訪一四一方而拳露一才一開漢公一孫丞一相之東一閣一携一三一友而賞（音）風一景一写一唐太一子賓客之北一窓。（卷）

第十一「暮秋陪左相府書閣同賦寒花為客栽応教」江匡衡）

97 霜毛（鶴名）

○霜一毛丹一頂之禽一翅栖一緑一林之夕（訓）・驪一驪駮一駟之馬（訓）・蹄踏一玄一池之春。（卷第三「松竹」文章得業）

生正六位上行近江權大掾藤原朝臣広業対）

○声（訓）鳴一丸阜一・徹窃一冥一而漸一聞。望一廻一翺一於蓬一鳴一霞一袂未一逢。思一控一馭一於萌一山一・霜一毛徒一

老。華一池殊一其飲一啄一紫一府隔一以ニ対疆一。（卷第十一「五言仲春釋奠聽講毛詩同賦鶴鳴丸阜」藤雅材）

98 銀漢（天名）

○金一商七一月之候・銀一漢一一星之期・綺一節麗一辰之標（名）。（卷第八「七夕陪秘書閣同賦織女雲為衣応製」江以）

言）

○非^ル来^ニ鏡^ニ湖^ノ波^{ヨリ}。馳^レ心^ヲ以^テ思^フ只^ニ望^ミ銀^ノ漢^ノ岸^ヲ。 (卷第十一「重陽後朝同賦秋鴈檐声来心製」菅贈大相国)

99 綺閣 (禁中名)
○聖^ニ上^ニ暫^シ出^テ紫^ノ闥^ヲ近^ニ幸^ス。綺^ノ閣^ニ以^テ来^ル。供^ニ奉^ル無^ク暇^ナ者^ヲ。瑞^ニ露^ヲ薫^フ風^ヲ。 (卷第十「暮春侍宴冷泉院池亭同賦花光水上浮心製」菅三品)

100 綺羅 (帷幕名)

○將^マ假^カ脂^ヲ粉^ヲ以^テ從^フ事^ニ。紫^ノ困^ニ非^ニ杖^ノ之^ノ庭^ニ。欲^ニ催^ル綺^ヲ羅^ヲ以^テ勤^ム公^ノ丹^ヲ。悃^ニ懸^ル車^ノ之^ノ義^ヲ。 (卷第五「為尚侍源朝臣全姫請罷職表」菅贈大相国)

○其^ノ為^ハ外^ニ也^{ナリ}。風^ノ月^ノ鶯^ノ華^ヲ。其^ノ為^ハ内^ニ也^{ナリ}。綺^ノ羅^ノ脂^ノ粉^ノ。一^ノ事^ノ一^ノ物^ノ。皆^ハ是^レ温^ニ和^ニ相^ノ送^リ相^ノ迎^フ靡^レ非^ズ。 (卷第八「早春侍宴同賦春暖心製」菅贈大相国)

101 朱輪 (貴名)

○昔^ニ槐^ノ市^ノ共^ニ螢^ノ雪^ノ齊^ニ。声^ノ價^者或^ハ昇^ル青^ノ雲^ノ路^ヲ或^ハ駕^ス朱^ノ輪^ノ之^ノ車^ヲ。 (卷第六「請被殊蒙天恩拜大内記紀伊輔木工頭源方光申他官所并淡路国守闕状」藤原篤茂)

○至^テ如^ク夫^ノ春^ノ苔^ヲ生^テ而^シ忽^シ埋^ル。曉^ニ雲^ヲ連^テ而^シ弥^ル乱^ル。重^ク門^ノ深^ク微^ニ幽^ク。蹊^ヲ指^テ抱^ク関^ヲ兮^ハ漸^ク迫^ル。朱^ノ輪^ノ華^ヲ。轍^ノ之^ノ芳^ク。 (卷第九「暮春於文章院餞諸故人赴任同賦別路花飛白」江以言)

102 壽域 (延齡名)

○我^ハ皇^ノ駟^ノ人^ノ訓^ヲ。壽^ノ域^ニ。飢^ノ風^ノ光^ヲ以^テ遇^フ。凄^ニ涼^ニ。導^ニ物^ノ福^ヲ庭^ニ推^シ日^ヲ以^テ得^ル長^ク久^ク。 (卷第八「九日侍宴同賦喜晴心製」菅贈大相国)

103 席門 (貧名)

○忠—信可^シ求^ム。五—步之叢^{クサムラ}・芬—芳何^{ソダブ}絶^{ヘン}。西—京席—門。豈非^{スヤ}陳—丞—相^カ(人名之舊—宅^ニ)。南—山芝—潤^ハ又是衰—
司—徒^キ(人名之幽—栖^{ナリ}) (卷第五「為清慎公辞右大臣第三表」後江相公)

104 青雲 (衣袍名)

○同—時拜—官之人・後—年預^ル爵^ニ之輩^ヲ(訓)・或踏^ハ青雲之色^ヲ・或振^ハ玉—佩^ハ之声^ヲ(訓)。(卷第六「請殊蒙鴻恩被拜勸解
由次官并圖書頭等關狀」へ管三品)

○へ血朱輪ノ第一例)

105 垂露 (書跡名)

○以書^{テカキ}—著^{アラハシ}垂—露之點^ヲ・以開^キ—出貫^{サシ}—花之文^ヲ(卷第十三「發願文」前中書王)

右の例のうち〔A類〕と分類したものは「——名」注記された語と「——名」の「——」に当る語との置換えが可能である。と判断されるものであり、前節で中世の訓点資料に書入れられた「——名」注記を分類した〔A〕に当る。但し、7 苒苔は原義の「こけ」の意とみることもできるし、8 北辰は「禁闕」の意とみるべきであるかもしれない等、尚細かい検討を要する例も存する。これに対して〔B類〕は置換えが不可能なものである。訓点資料の場合の〔B〕に当る。この〔B類〕の中で中世の訓点資料に見られた、人名・地名の如き固有名詞や鳥名・木名と考えられるものを【ア】とし、中世の訓点資料には見られない、固有名詞等以外の語を【イ】とした。

この【イ】に分類される語の存在が色葉字類抄疊字部における「——名」注記の一つの特徴であると思われる。又、固有名詞や鳥名・木名に対して「——名」注記された【ア】に分類される語の存在は中世の訓点資料に書入れられた「——名」注記の様相に合致するが、「——名」注記そのものが異なっている。色葉字類抄疊字部においては、人名(65 陶朱・66 列子)・地名(61 礮溪・62 茅山・64 蓋嶺等)・草名(63 半月)等の語に対して、中世の訓点資料のような「人名」「所名」「草名」の如き「——名」注記ではなく、その語の故事やその語を用いた詩文にちなんだ「——名」注記が施されるのであ

る。例えば、65陶朱・66列子は中世の訓点資料に書入れられた「——名」注記の方式ではともに「人名」とされるべき語であるが、色葉字類抄では、越を辞した范蠡が陶の地で朱公と称し巨万の富を築いた故事によって「富名(陶朱)」とされ、莊子逍遙遊中の「列子御風而行」の記述に基いて「風名(列子)」と注される。又、61礪溪の場合は中世の訓点資料では「所名」とされるべきものであるが、色葉字類抄では太公望呂尚が釣糸を垂れ周の文王と出会ったという故事によって「漁釣名」と注されるのである。

更に〔A類〕〔B類〕を通して中世の訓点資料に書入れられた「——名」注記と異なるのは、「——名」注記の「——」に当る部谷に用言が入ると考えられるものがある点である。中世の訓点資料は総て名詞をもって「——名」注記されているが、色葉字類抄では次掲のように用言が用いられるのではないかと思われる例が存する。

86 東閣・101朱輪(貴名)

尊タウトシ貴又タフトフ朱輪
東閣蟬免(魁)

(中3ウ6・人事)

96 三友(交名)

交マシハル三友
古希反 相見

(中94オ5・辞字)

103 席門(貧名)

貧マツシ席門隅(鶴舎)
符巾反 逆(逢)戸

(中91オ2・人事)

88 鶴髪・89 船背(老名)

老オフ鶴髪・船背は小書されない

(中65オ4・人事)

次に異名という視点で色葉字類抄疊字部において「——名」注記された語を検討してみたい。置換え可能な〔A類〕を異名として考えると、本朝文粹に使用された一〇五語のうち六十語、約五十七パーセントが異名としての例であることになる。しかし、「——名」注記の性格を「——名」注記された語が異名であることを表示するために施されたもので

あると認めるには、いささか少ない数である。もちろん、本朝文粹にはたまたま原義のまま使用した例しがなく、他の文献には異名として使用される例が存することは確かである。

72 沽洗は、本朝文粹の用例では十二律の一つの名として使用されており、三月の異名としての例とは認められないが、本朝続文粹卷第十二「白河法皇八幡一切経供養願文」(敦光朝臣)に「自爾占_ニ毎年沽洗之候_ニ」のような例があり、雲州往来(享祿本)中卷三十往状末尾の日付に「沽洗第一日」とする他、次のように三月の異名として用いられる。

○ 芳春ハウシユン既晚シテニクレテ 霞散花開カクミサン 沽洗時移コセン 風和光暖フウクハヒカリアタタカマリ (日本教科書大系本菅丞相往来・三月)

○ 奥書云「建長第五之曆、沽洗下旬之候。久々臥_ニ病床_ニ、徒_ラニ掩_ニ学窓_ニ。」(日本教科書大系所収尊経閣文庫本垂髪往来奥書)

70 驊騮は周の穆王の有した八頭の駿馬の一頭である。92 鷓首は舳先に鷓の絵や彫刻を施した舟のことである。これらは本朝文粹の用例では「驊騮之馬」「鷓首之舟」と表現されているが、各々他の文献では次掲のように「馬」「舟」の意味で使用されることがある。

三月九日)

○ 三院同車御覽左武衛宿所、地形風流、後亦任心、厩立驊騮、河遊鴛鴦、一廻後還御 (史料大成所収長秋記・大治四年

○ 馬ウマ一長ナガノノ之ノ輩ノ……其ノ騎ノリモノハ則モトチ驊騮ウマノリモノ線セン耳ミミノノ之ノ半ハジメ漢カン(ナリ) (享祿本雲州往来上卷二十返状)

○ 金カネノ埒ヲニ馬ウマヲ閑ナスノ之ノ間マ、驊騮ウマノリモノ相アヒ一競キョウテ風カゼニ向ムカフノ之ノ半漢ハジメカンス (同右_下卷三十四状)

○ 両三献後、船棹発音、龍頭鷓首数曲遊浪上 (大日本古記録所収御堂関白記・寛弘三年三月四日)

○ 乘輿入御后宮西中門之間、乘龍頭鷓首之伶人、迎御輿奏樂 (同右所収小右記・寛弘五年十月十六日)

○ 龍頭鷓首泛前池、奏音樂 (史料大成所収中右記・寛治六年二月二十九日)

○ 次伶人乘龍頭鷓首、自池未申方参進、奏春庭樂 (同右所収兵範記・仁平二年正月二十四日)

三卷本色葉字類抄疊字部における「——名」注記について

この騷驅・鶴首の例のように「A之B」という句形式の表現が形態上「之B」を省略し、意味上「之B」を包摂して、「A」一語で「A之B」という意味を有するようになることについては別に論じた⁽¹¹⁾。このような変化を他の語にもあてはめるならば、64蓋嶺・73嶂陽・75珊瑚・78紫蓋・79泗濱・81青草・93翹材の各語が「A(之)B」という本朝文粹の表現の上から、それぞれの異名へと変化してゆく可能性のあるものとして上げられるであろう⁽¹²⁾。

以上のように、本朝文粹の用例中〔B類〕として分類された語の中にも、他の文献においては置換えが可能な所謂異名としての用法が見られる語が含まれていることがわかる。しかし、他の文献においても異名としての用法が見出せない語も依然として存するのである。次にその中からいくつか取上げてみる。

86 東閣(貴名)

色葉字類抄には次のように記載される。

○東閣トウカフ (上62ウ7・疊字)

○尊タウトシ貴タフトフ東閣朱輪 (中3ウ6・人事)

〔閣〕字と「カフ」という仮名音注が合わないが、仮名音注によって考えられる「閣」字は正字通によると「閣、與閣相通」とあり、今「東閣」「東閣」の両者は通ずるものと考ええる。

「東閣」或いは「東閣」に関する故事には二つあり、前漢の公孫弘の故事と後漢の東平王蒼の故事がそれである。どちらも「東閣」「東閣」を開いて賢人・英雄を招き集めたという(漢書公孫弘伝・後漢書班固伝)。本邦でもその故事を踏まえた以下のような例がある。

○僉相語曰。公孫弘之開東閣。嫌不為累葉補佐之臣。(輔歌)(群書類従本江吏部集上「七言秋夜陪右親衛員外郎相亭子

守庚申同賦秋情月露深詩一首」序)

○或相一語曰・昔東一平一蒼之開一東一閣一只傳一周公之風一(音)。(本朝文粹卷第九「初冬於都督大王書齋同賦唯以詩為友庇教一大江匡衡)

又、先掲の本朝文粹の例は、東の小門の意から更に貴人の邸宅の意味で用いられたものであるが、このような東の小門或いは貴人の邸宅の意味で用いられたものに次の例がある。

○西園開一曲席。東閣引瑋璋。(群書類従本懷風藻「晚秋於長屋王宅宴一首」田中淨足)

○東閣経年為老樹。縱雖顛頽誇青春。(群書類従本田氏家集卷下「賦雨中桜花」)

○陪相國東閣聽諸小侯聚學孝経一首(群書類従本扶桑集・紀納言詩題)

○今日者先公前関白内大臣東閣一関西土永往之遠忌也(六地藏寺本江都督納言願文集卷第五「同御願文(奉為故

博陸殿室家被供養自筆法花経願文)」

○出東閣而何去。難趁芳跡於虚無之際。(国史大系本本朝統文粹卷第十三「奉為亡考小野宮右大臣四十九日追善」藤原

明衡)

以上のような東の小門や邸宅という所謂建物という意から一步進んで貴人その人を指すと考えられる例が見られる。

○以易一筮表一翰願一文祭一文一発一明東一閣之旨意。(本朝文粹卷第七「可被上啓奉周明春所望事」大江匡衡)

○是則弟子所奉書也供佛施僧之資貯專任東閣之芳意。(同右卷第十四「為寛運僧都四十九日願文」大江以言)

両例とも藤原道長を指して「東閣」「東閣」と称している。

このように「東閣」「東閣」について検討してみると、原義の「東の小門」と「貴人の邸宅」の意という、所謂建物を指す場合が中心であり、まさに貴人その人を指す場合に用いられることが理解される。色葉字類抄に記載される「貴名」が「貴人の邸宅」や「貴人その人」という意に通ずると考えられることもできなくはないが、人事部における和訓から想定される「タフトシ」「タフトフ」という用言の意味として用いられた例は今のところ見出し得ていない。

88 鶴髮 (老名)

色葉字類抄には次のように掲出される。

○ 鶴髮老名カクハツ (上10ウ3・疊字)

○ 老オフ (中65オ4・人事)

右のように「老オフ」の下に「鶴髮」は小書されていない。この小書されない理由については、単なる誤写・誤脱と考えるか否か、更に一考を要する所であるが、他にも同様の例が見られ、それらと小書される例との間に有意差が認められない現在、小書される例と同様のものと考えておく。⁽¹³⁾

さて、先掲本朝文粹における「鶴髮」の例は総て「白髮」の意である。大漢和辞典に依ると、唐土においても「鶴髮」は鶴のように白い髪の毛のことを言うらしい。本邦でも管見に入つた「鶴髮」の例はこれと同様「白髮」の意味である。

○ 花ヨウスマレ容ハ儉ニ年ヌスヒトニカク一ハ賊ハ鶴ハ髮ハ不ハ禎ハ祥ハ (六地藏寺蔵遍照發揮性靈集卷第一「遊山慕仙詩」)

○ 晚路逢ハ寒雪ハ。粉ハ落ハ醉顔ハ。披ハ裘ハ從ハ捷徑ハ。策ハ馬ハ越ハ関山ハ。鶴髮彌添ハ白ハ。烏頭漸欲ハ班ハ。(群書類従本経国集卷第十
三「雜言冬日途中值雪簡在督」^{在イ}巧諸勝)

○ 于レ時積雪凝レ色。月照添レ光。蒼々兮易レ迷。疑襲ニ齊ニ紮ニ於楚練之冷一。皎々兮難レ辨。誤レ對ニ鸞鏡於鶴髮之寒一。(群書類従本江吏部集上「七言歲暮於藤少侯書齋守庚申賦明月照積雪各分一字応教一首」序)

○ 残春好被ハ鶯花送ハ。首夏自慙ハ鶴髮生ハ。(同右下「四月一日見三月盡日春被鶯花送之題不堪感歎作詩加之」)

○ 弟子梳ニ鶴髮一而性ニ毫一。只感ニ彼温清燕安之誠一。(国史大系本本朝統文粹卷第十三「實成卿為家督追善願文」藤原明衡)

○ 佐国学路荒兮官冷。早解ニ龜印於海西之雲一。生涯兮性愚。唯慙ニ鶴髮於山陰之雪一。(同右卷第八「七言暮秋陪大長秋員外藤相公城南別業即事應教詩一首」序、大江佐国)

○白首齡衰慙ニ鶴髮。緋衫位賤歎ニ龍鍾。〔群書類從本本朝無題詩卷第五「爐辺言志」惟宗孝言〕

○船背クタイ鶴一髮ハクノ客四一五一輩山宅ニ招ク可シ。〔享祿本靈州往来下卷二十八狀〕

○菟一裘ウサギノ地ヲトメ、偏ニ鶴一髮ノ齡ヲ全クセンニハ如カク不。〔同右下卷三十八狀〕

○秋鴈頻キリニ鳴鶴髮如ハク山頂之雪トシ。〔和泉往来八月狀〕

白髮と老とは深い關係を有してはいるが、「鶴髮」が「老」の異名として使用された例は見られないようである。

91 羽爵（宴会名）

色葉字類抄には次のように記載される。

○羽爵ウシヤク 宴会名ウシヤク （中53ウ8・疊字）

○宴會ウシヤク 朋友部ウシヤク 集會分ウシヤク （下17オ6・疊字）

「鶴髮」と同様に「宴會」の下には「羽爵」が小書されない。

「羽爵」の原義は酒杯であり、特に鳥の形に擬した杯であるようである。色葉字類抄では「宴會名」と注されているが、管見に入った「羽爵」の用例は本朝文粹の先掲例の他、次に掲げるように総て原義の酒杯の意で用いられている。

○羽爵騰飛。混ニ賓主於浮蟻。清談振発。忘ニ貴賤於窓籬。〔群書類從本懷風藻「五言秋日於長王宅宴新羅客一首」序、山

田史三方）

○既而羽爵頻巡。鸞驂未去。〔国史大系本本朝統文粹卷第九「七言暮春於師匠前都督書閣同賦落花浮水上応教詩一首」序、

藤原敦光）

○既而羽爵頻飛。鷄人漸唱。〔同右「七言暮春於秘閣書閣同賦禁庭松表貞詩一首」序、隆兼朝臣〕

三卷本色葉字類抄疊字部における「——名」注記について

○曲水初三之日。酌_二羽爵_一而叩_レ疑。(同右卷第三「詳和歌」和歌得業生從七位上行志摩目花園朝臣赤恒對)
酒杯は宴会にはなくてはならないものであるが、「羽爵」が「宴会」の異名として用いられた例は見出されない。

103 席門 (貧名)

色葉字類抄では次のように記載される。

○席門_{セキモン}貧名 (下11ウ1・畳字)

○貧_{マツシ}席門 偶(蝸)舍 (中91オ2・人事)

「貧」の下に小書された「蝸舍」「蓬戸」はそれぞれ、

○蝸舍_{ワシヤ}居處部 又貧名 (上90オ5・畳字)

○蓬戸_{ホウコ}貧名 (上48ウ1・畳字)

とあることによつて黒川本の誤写を訂することができる。

先掲の本朝文粹における「席門」は小宅或いは貧宅を言い、漢の陳平がむしろ(庶)を門にかけて戸の代用とし、極貧の中で書を読んでいた(史記陳丞相世家)という故事をふまえた表現である。他に次のような例がある。

○春氣不_レ嫌_レ人。席門花自新。雖_レ異_二陳平德_一。欣_レ驚長者塵。(群書類従本經国集卷第十一「五言春庭友人見過一首」毛穎人)

○家貧拘_二苦節_一。母老少_三餘年_二。麟閣嫌_二半質_一。席門愧_二醜筵_一。悲哉時見_レ弃。忠孝而無_レ全。(群書類従本江吏部集中「観右親衛藤垂相述懷詩不改本韻依次奉和」)

○明日光臨_二ス可_一(キ)(之)由、其ノ命有_レリ、家已_二席_一門也、若長_一者ノ(之)車ノ軌_レヲ留_メハ、恐クハ衆_一口金ヲ銷

上小、屋也

(ス)之^{ソレ}訕^{ツツ}有^{ラム} (享禄本雲州往来上卷二十二返状)

以上の如く、貧しい自分の家を「席門」という語を用いて表現している。これと同様に色葉字類抄において「貧名」とされた「蝸舎」「蓬戸」についても、貧しい自分の家(自宅の謙称)として用いられる。以下にその例を掲げる。

○弟子蝸舎容^{ウヰ}身^ミ孀^{ウヰ}圍^{ウヰ}送^{ウヰ}老^{ウヰ} (六地藏寺蔵江都督納言願文集卷第五「奉造立図絵書写佛經等事」)

○白地罷^{ウヰ}到^{ウヰ}蝸舎也 (史料大成所収権記・長徳四年四月二日)

○馬^{ウヰ}出^{ウヰ}ノ之^{ウヰ}辺^{ウヰ}ニ^{ウヰ}ノ蝸^{ウヰ}舎^{ウヰ}有^{ウヰ}リ若^{ウヰ}他所^{ウヰ}無^{ウヰ}クハ、光臨^{ウヰ}セ被^{ウヰ}ル可^{ウヰ}キ也 (享禄本雲州往来中卷三十六状)

○今日猶在楊梅蝸舎、新中納言^房經、参院之次来、(史料大成所収山槐記・文治元年九月六日)

○指^{ウヰ}セル事^{ウヰ}無^{ウヰ}キニ依^{ウヰ}リテ、久^{ウヰ}シク出^{ウヰ}仕^{ウヰ}セ不^{ウヰ}待^{ウヰ}リ、只蓬戸^{ウヰ}ニ偃息^{ウヰ}ス耳、(享禄本雲州往来上卷十九往状)

○只今花^{ウヰ}軒^{ウヰ}ヲ狂^{ウヰ}ケテ蓬戸^{ウヰ}ニ臨^{ウヰ}メリ耳、(同右下卷一状)

○於途中見付焼亡^{ウヰ}所、而當蓬門方、馳廻車行向之處、大炊^{ウヰ}御^{ウヰ}門京極小屋也、至於蓬戸者無其恐、(史料大成所収中右

記・天仁元年二月二十一日)

○予為休息已刻許帰蓬戸 (同右・元永二年五月二十八日)

○予不騎馬、不参仕、獨籠居蓬戸中、終日徒然 (同右・長承元年四月二十四日)

自宅を貧しいあばら屋と言うことが「貧」に関係することは確かであるが、色葉字類抄の「貧名」という注記によって「席門」「蝸舎」「蓬戸」を「貧(マツシ)」の異名であると言ひ得る用例は見出せない。

更に文献を精査する必要があるが以上の他に、61碓溪・62茅山・63半月・65陶朱・66列子・68雲母・76九疑・84望夫・87桐孫・89船背・90祖席・95股肱・96三友・97霜毛・101朱輪の諸例が、色葉字類抄の「——名」注記にかかわらず、異名としての用例が見出せないものとしてあげられる。

四、色葉字類抄疊字部における「——名」注記

前節では、色葉字類抄疊字部において「——名」注記された語を本朝文粹を中心とする文献中に求め、その用例を検討してきた。その結果、色葉字類抄の「——名」注記は中世の訓点資料に書入れられた「——名」注記とは異なる点が残し、「——名」注記された語には異名としての用法が認められるものと、異名としての用法が認められないものの二種が存在することが理解された。用例数から見ると異名としての用法の認められる語が「——名」注記された語の多数を占める訳だが、それをもつて異名としての用法が見られない少数を例外として除外することはできないように思われる。つまり、色葉字類抄疊字部において「——名」注記された語を単純に異名であることに問題を感じるのではなく、「——名」注記それ自体が異名表示のために施されたとするのには疑問を感じるのである。

先に中世の訓点資料において、固有名詞等に付された「——名」注記が「人名」「所名」等という類であったのに対し、色葉字類抄では、その人物、その土地等にちなんだ故事や詩文を踏まえて「——名」注記されていることを述べた。ここで想起されるのは類書の編纂類聚の方針である。類書では「貧」なら「貧」にちなむ典故を類聚する。つまり、色葉字類抄の「——名」注記と「——名」注記された語との関係が、この類書の編纂類聚の方針と符合するよう思われるのである。

かつて私に、これら「——名」注記された語と中国撰述の類書・本邦撰述の類書とを比較し、「——名」注記される語が初学記に謂う事対部分に対偶として掲げられる語と密接な関係を有しているであろうことを述べた。¹⁵今、この類書との関係に基いて「——名」注記の性格を考えてみたい。

前節において、異名としての用法が認められなかった「東閨（貴名）」「鶴髪（老名）」「羽籥（宴会名）」「席門・蝸舍・蓬戸（貧名）」について初学記・白氏六帖事類聚を見ると各々次のように記載されている。

○東閣迎賓九樽背（白氏六帖「貴」）

○鶴髮背（同右「老」）

○華樽 羽爵（傅玄詩曰、鸞鳥晞鳳皇、望舒繼白日、千秋邁嘉會、來升君子室、華樽享清醕、珍肴自盈溢 魏文帝詩曰、良辰啓初節、高構極歡娛、通天拂景雲、俯臨四達衢、羽爵浮象樽、珍膳盈豆區）（初學記「饗讌」）

○甕脯 席門（礼記曰（省略） 漢書曰、陳平家貧、好讀書、不營生業、居窮巷中、以席為門、然門多長者車轍）（初學記「貧」）

○蝸舍 席門平陳（白氏六帖「貧」）

○蓬戸 蒿牀（莊子曰、原憲居環堵之室、蓬戸不掩口 皇甫謐高士伝曰（省略））（初學記「貧」）

○蓬戸不完原憲（白氏六帖「貧」）

ここで注目したのは、色葉字類抄で「——名」注記された語が類書の中に見出される場合、類書の意義分類上の子目と「——名」注記の「——」とがよく一致するということである。「羽爵」が「宴会名」と注されるのに対して初學記では「饗讌」中に記載されることが異なるが、意味の上では通ずるし、芸文類聚には「燕会」の子目が存している。

以下に掲げる表は、本朝文粹に使用された一〇五語について、初學記・白氏六帖事類聚における登載状況を分類子目によつてまとめたものである。

この表からすれば必ずしも総ての語について類書中に見出される訳ではないし、「——名」注記と分類子目とが総て一致する訳でもなく、「——名」注記が類書における意義分類上の分類子目に当るものと明言することはできない。しかし、これは色葉字類抄の編者が直接に依拠した類書、或いは類書形態の意義分類を施した漢語々彙集を特定し得ないために生じたことであり、この約八割の一致をあながち偶然の結果であるとすることはできない。むしろよく一致していると言えよう。しかし、もし類書における分類子目をあらわすために「——名」注記が施されたとするならば、何

17 仲春 (二月)	春部 (叙事)	春部 二月	
16 重陽 (九月九日)	九月九日部 (詩)	九月九日部	
15 土木 (造作)	—	—	
14 銅山 (富)	富部 (事対)	—	
13 同心 (朋友)	交友部 (事対)	朋友部	
12 東作 (農耕)	—	農部	文鳳抄天象部天
11 碧落 (天)	—	—	
10 蒲輪 (車)	—	車部	
9 母儀 (母)	—	母子部	
8 北辰 (帝)	—	—	文鳳抄人部帝王
7 莓苔 (庭)	—	—	文鳳抄居処部庭「莓苔色」
6 婆娑 (舞)	舞部 (叙事)	舞部	
5 白波 (盗人)	—	—	
4 博陸 (関白)	—	—	
3 晚冬 (十二月)	—	—	
2 晚秋 (九月)	秋部 (詩題)	—	
1 夷則 (七月)	秋部 (叙事)	秋部 七月	
色葉字類抄	初学記	白氏六帖	備考

35 黄雀 (夏風)	〈天部 (事対)〉	風部	
34 洛川 (美婦人)	美婦人部 (事対)		
33 南面 (帝)	—	—	文鳳抄人部帝王
32 初冬 (十月)	—	—	
31 蓮宮 (寺)	—	寺部	
30 連枝 (兄弟)	—	兄弟部	
29 大夫 (松)	—	松柏部	
28 断金 (朋友)	交友部 (事対典拠)	朋友部	
27 鵝眼 (錢)	錢部 (事対)	錢部	
26 酣暢 (歡遊)	—	—	
25 鏗鏘 (鐘声)	—	—	
24 龍蹄 (馬)	—	—	
23 六出 (雪)	雪部 (叙事)	雪部	
22 林鐘 (六月)	夏部 (叙事)	夏部六月	
21 竹葉 (酒)	—	酒部	
20 知音 (朋友)	—	—	
19 仲冬 (十一月)	冬部 (叙事)	—	
18 仲秋 (八月)	秋部 (叙事)	秋部八月	

三卷本色葉字類抄疊字部における「―名」注記について

53 紫鱗 (魚)	—	魚部	
52 燭夜 (鴉)	鴉部 (叙事)	鴉部	
51 松煙 (墨)	墨部 (事対)	—	
50 入木 (書跡)	—	—	
49 詞林 (詩)	—	—	文鳳抄文部詩
48 九枝 (燈)	—	—	文鳳抄儀飾部燈
47 九乳 (鐘)	鐘部 (事対)	鐘部	
46 魚網 (紙)	紙部 (叙事)	—	
45 三尺 (劔)	—	—	
44 蒼梧 (野)	〔江南道部〕	—	幼学指南抄・高山寺本佚名類書野部
43 桑門 (僧)	—	僧部	
42 艷陽 (春)	—	—	
41 後素 (函画)	—	—	
40 曲水 (三月三日)	三月三日部 (事対)	三月三日部	
39 華侘 (醫)	醫部 (事対典拠)	醫部	
38 鈞天 (雅楽)	雅楽部 (事対)	楽部	
37 惠澤 (露)	—	—	
36 玉塵 (雪)	雪部 (詩)	—	

71 浮雲 (馬)	馬部 (叙事)	馬部	
70 驍驍 (馬)	馬部 (事対典拠)	馬部	
69 虎魄 (枕)	—	枕部	
68 雲母 (屏風)	屏風部 (事対)	屏風部	
67 落霞 (琴)	琴部 (事対)	—	
66 列子 (風)	風部 (事対)	風部	
65 陶朱 (宮)	宮部 (事対典拠)	—	
64 蓋嶺 (泉)	—	—	文鳳抄地儀部泉「蓋山」
63 半月 (席)	席部 (事対)	—	
62 茅山 (延齡)	—	—	
61 礮溪 (漁釣)	漁部 (事対)	—	
60 垂衣 (帝)	帝王部 (事対)	—	
59 蕤賓 (夏)	夏部 (叙事)	夏部五月	
58 青蘋 (萍)	—	萍蘋部	
57 戚里 (王)	—	皇親部	
56 世路 (略)	—	—	
55 韶光 (春)	—	—	高山寺本佚名類書春部
54 白毫 (仏)	—	仏部	

三卷本色葉字類抄疊字部における「—名」注記について

89 鮫背(老)	—	老部	
88 鶴髮(老)	—	老部	
87 桐孫(木)	—	—	
86 東閣(貴)	—	貴部	
85 鳳池(禁中)	—	—	文鳳抄居処部禁中
84 望夫(石)	石部(事対)	石部	
83 有截(帝徳)	—	帝徳部	
82 揖讓(礼)	礼部(事対典拠)	—	
81 青草(湖)	湖部(事対)	—	
80 蜀江(錦)	—	錦部	
79 泗濱(磬)	磬部(事対)	磬部	
78 紫蓋(嶺)	〈衡山・江南道部〉	〈衡山〉	幼学指南抄峯部
77 紫微(天)	—	—	文鳳抄天象部天
76 九疑(霞)	—	—	高山寺本佚名類書霞部
75 珊瑚(牀)	牀部(事対)	牀部	
74 酈縣(菊)	菊部(叙事)	—	
73 嶧陽(桐)	桐部(事対)	桐部	
72 沽洗(三月)	春部(叙事)	春部三月	

105 垂露 (書跡)	文字部 (事対)	書部	
104 青雲 (衣袍)	—	—	
103 席門 (貧)	貧部 (事対)	貧部	
102 壽域 (延齡)	—	—	
101 朱輪 (貴)	貴部 (事対)	貴部	
100 綺羅 (帷幕)	帷幕部 (事対)	—	
99 綺閣 (禁中)	—	—	
98 銀漢 (天)	天部 (叙事)	—	
97 霜毛 (鶴)	鶴部 (賦)	鶴部	
96 三友 (交)	—	朋友部	
95 股肱 (忠)	忠部 (叙事)	忠部	
94 無為 (帝徳)	—	帝徳部	
93 翹材 (館)	—	—	
92 鷁首 (舟)	舟部 (事対)	舟部	
91 羽爵 (宴会)	饗讌部 (事対)	—	
90 祖席 (離別)	—	—	文鳳抄入部 餞送

(表中備考欄には初学記・白氏六帖に登載されないものに限る、幼学指南抄・高山寺本佚名類書・文鳳抄の例を掲げた。)

三卷本色葉字類抄疊字部における「名」注記について

故に「名」という注記を用いる必要があったのか。又、最初に述べたように、これらの語が「別名」と呼ばれた可能性がある以上、その「別名」という呼称との関係が説明されなくてはならない。

以上の検討を通して生じてきた色葉字類抄の「——名」注記における問題点をまとめると次のようになる。

①色葉字類抄の「——名」注記が異名を表示するために付されたと考ええる場合

当時の諸文献において異名としての用法が見出せないような語に対して何故「——名」注記されるのか。

②色葉字類抄の「——名」注記が類書における意義分類上の子目に当ると考える場合。

何故に分類子目をあらわすために「名」という注記を用いたのか。

「別名」という呼称との関係。

これらの問題点を統一的に解釈するとすれば、色葉字類抄の編者の意図と、これら「——名」注記された語の増補⁽¹⁶⁾にあって利用した依拠文献の性格とのずれが想定される。少くとも色葉字類抄の編者が、これら「——名」注記された語を「別名」と呼んだであろうことは確かであると思われる。従って、編者の意図は「——名」注記を施すことによつて、その語が異名であることを示すところにあつた⁽¹⁷⁾と考えるべきであろう。しかし、増補にあつて利用したと考えられる漢語々彙集は異名を集めたものではなく、初学記に謂う事対部に登載されるような漢語を収載し、類書形態の意義分類が施された文献ではなかつたかと思われるのである。

今、調査を尽した訳ではないが、初学記に謂う事対部に登載される漢語は、異名として用いられる語が含まれるようである⁽¹⁷⁾。このことから推せば、初学記に謂う事対部に登載される漢語の中に異名として用いられる語が含まれているが故に、その類推として色葉字類抄の編者がこれらの語に対し「——名」注記を施し、「別名」という呼称を用いたのではないかと考えられるのである。

五、おわりに

色葉字類抄疊字部における「——名」注記について、中世の訓点資料に書入れられた「——名」注記と比較し、本邦の漢詩文等に使用されたこれらの語を検討することによって、その性格を考察してきた。

従来、単に異名であることを表示するために施されたと見られがちであった色葉字類抄の「——名」注記には、類書の意義分類との関連が指摘される。この点において、色葉字類抄の「——名」注記は中世の訓点資料に書入れられた「——名」注記とは性格を異にしていると考えられるのである。本稿ではこのような色葉字類抄の「——名」注記の性格に対して、「——名」注記された語が増補される際の編者の意図と、増補に利用されたと考えられる文献の性格とのずれから生じたものではないかという解釈を施した。

色葉字類抄の研究において、このような問題が「——名」注記以外にも指摘し得るのかどうか興味あるところである。又、色葉字類抄以外の古辞書においても見られるものなのか今後の検討課題である。

注

(1・2) 「色葉字類抄の一語彙群」国語学第三十三輯、昭和三十三年六月。(同)語彙表のA『古典の変容と新生』所収、昭和五十九年十一月。(同)語彙表のB「金沢大学国語国文第十号」、昭和六十年三月。

(3) 拙稿「色葉字類抄における類書の受容」広島大学文学部紀要第四十四巻、昭和五十九年十二月。

(4) 訓点資料の中には、中国において撰述された諸注釈書や辞書・音義の類より引用したと思われる「——名」注記が存する。例えば高山寺藏莊字に、

○昔・周之興（つとむとよきた）・有士（き）・二人。處於孤一竹（た）。「孤竹」右傍に「國名也在遼西令支縣界也」とあり（讓王第二十八・195行目）

○太一子（入名）患之。「惺」右傍に「苦回反太子名也」とあり（説劔第三十・5行目）

とあるものの他、説劔第三十（39行目）「燕谿」右傍「地名在燕國也」、漁父第三十一（2行目）「緇維」右傍「本亦作惟黒林名也」、天下第三十三（62行目）「武」右傍「業名也」等は總て經典釈文所収の莊子音義に依つていと考えられる。又、金沢文庫本群書治要卷第一（周易 中の「大莊」左傍「莊亮反威盛強猛之名」（37行目）、「益」左傍「增長之名又以弘裕為義」（29行目）等も經典釈文所収の周易音義に依つたものである。今、これらについては検討の対象から除くことにする。

(5) 六地藏寺藏文鏡秘府論にもほぼ同様の「——名」注記が存するが、挙例しない。

(6) 広島大学文学部国語学研究室蔵「統遍照發揮性靈集補闕抄卷第十」（正応元年点）には次の例がある。

○團タル團タル水ハ、ニシテケナリ鏡空ニ 假（故贈僧正勤操大德影讚）

この例の「水鏡」と「月」とを置換えても意味は通ずる。異名はこのように置換え可能な語であることの例証となると思われる。

(7) 次の例は「A」「B」のどちらに属せしめるべきか未詳にして、しばらく保留しておく。

○又夫レハコトカカリニ百工ハ代ハ天ハ九牧ハ馭ハ人ハ（東京大学国語研究室蔵秘蔵寶籙22ウ2）

(8) 他に次掲の資料について調査したが「——名」注記は見られない。

東京大学国語研究室蔵釈迦普長承三年点・東大寺図書館蔵極楽遊意長承四年点・東京大学国語研究室蔵大乘本生心地観経治承四年点・龍門文庫蔵蘇磨呼童子経卷上院政期点・東京大学国語研究室蔵大般若波羅蜜多経卷第一鎌倉初期点・龍門文庫蔵金光明最勝王経鎌倉初期点・東大寺図書館蔵華嚴祖師伝（以上上書）

書陵部蔵管見記紙背文選卷第二院政期点・猿投神社蔵文選正安四年点・天理図書館蔵文選卷第二十六元徳二年点・金沢文庫本白氏文集寛喜三年点・天理図書館蔵白氏文集卷第三十三貞永二年点・同卷第四正応二年点・同卷第三永仁元年点・高山寺蔵史記股本紀卷第三鎌倉初期点・同周本紀卷第四鎌倉初期点・高山寺蔵論語卷第七・八鎌倉初期点・同卷第四・八嘉元元年点・醍醐寺蔵論語卷第七文永五年点・大念仏寺蔵毛詩殘卷鎌倉後期点（以上漢籍）

(9) 拙稿「色葉字類抄に於ける別名の性格——古往来に於ける使用量と使用場面との分析を通して——」鎌倉時代語研究第八輯、昭和六十年五月。

(10) 注(1・2) 文献「語彙表のB」。なお、の中には「——名」注記が施されない語が小書される場合には採録される。

(11) 拙稿「本邦における漢語の意味用法の変化——固有名詞出自漢語を例として——」国文学攷第一一二号、昭和六十一年十二月。

(12) 但し、現在の所73嶂陽・75珊瑚・79泗濱・81青草・93麴材については、いずれも句形式の表現を見るばかりであり、異名として用いられた例を見出し得ていない。

(13) この点については相坂氏注(1・2) 文献に詳しい。

(14) 注(12) に掲げた五語も異名としての用例が見出せぬ例に含めることができるであろう。

(15) 注(3) 文献。

(16) 注(1・2) 文献、山田俊雄「色葉字類抄疊字門の語の注——詞——の意義(追加)」成城国文学論集第十四輯、昭和五十七年三月、によつて、二卷本色葉字類抄の形から三卷本色葉字類抄の形へと増補改編される過程で、同時に増補されたものであろうことが論じられている。

(17) 中世の訓点資料において「——名」注記された語で異名と考えられたものうち次の語が類書に見出される。

竹葉(白氏六帖酒部) 三清(文鳳抄飲食部酒) 九醞(白氏六帖酒部) 兼清(白氏六帖酒部割書) 龍泉(初学記剣部

叙事・白氏六帖剣部) 巨闕(初学記剣部事対) 安車(初学記車部叙事・白氏六帖車部割書) 鶴(初学記舟部事対(但

鶴首)・白氏六帖舟部(但鶴首)

これらも一つの傍証となろう。

[付記] 本稿は昭和六十二年八月十二日、鎌倉時代語研究会夏期研究集会において口頭発表したものをもとにまとめたものである。席上、又その後、小林芳規先生・沼本克明氏はじめ会員各氏より数々の御意見・御助言を賜った。ここに記して深くお礼申し上げる次第である。